

Ⅱ アジア歴史資料センターの 取組等

The screenshot displays the Asia Historical Data Center website. At the top, there is a navigation bar with links for '資料の閲覧・検索' (Browse/Search Materials), 'アジアプロクッサー' (Asia Proxy), 'インターネット特設展' (Internet Special Exhibition), and 'アジアニュースレター' (Asia Newsletter). Below this, there are buttons for '地図を見る' (View Map), '年表を見る' (View Chronology), and '人名を見る' (View Names). A search bar is also present with the text 'アジア歴史資料を検索します' (Search Asia Historical Materials).

The main content area features a section titled 'アジア歴史ラーニング' (Asia History Learning) with the subtitle '—デジタル資料で学ぶ日本とアジア—' (—Learn Japan and Asia with Digital Materials—). This section includes a brief introduction and a grid of six categories:

- I 開国と幕末変革 (Opening and End of Edo)
- II 明治維新と立憲政治 (Meiji Restoration and Constitutional Politics)
- III 日清戦争と日露戦争 (Sino-Japanese War and Russo-Japanese War)
- IV 第一次世界大戦と日本 (World War I and Japan)
- V 第二次世界大戦と日本 (World War II and Japan)
- VI 占領と国際復帰 (Occupation and International Return)

Below the grid is a '年表一覧' (Chronology List) button. To the right, there is a section for '岩倉使節団' (Iwakura Mission) with a historical photograph and a 'Page 88' indicator. Another section titled 'タイムツク' (Time Trek) is also visible.

At the bottom right, there is a text box stating: 'アジアはインターネット上の資料館（デジタルアーカイブ）です。' (Asia is a digital archive on the internet.) followed by a paragraph of Japanese text.

- 戦後50周年の前年(1994年)に村山総理(当時)が発表した「平和友好交流計画」に関する談話でその設立の検討が言及され、1999年11月30日の閣議決定「アジア歴史資料整備事業の推進について」(別添)に基づき2001年に設立された。
- 国が保管するアジア歴史資料を広く提供し、日本の歴史に向き合う誠実な姿勢を示すことにより、日本と近隣諸国との相互理解や相互信頼の基盤を築く(日本と東アジア諸国の間の歴史認識問題が背景)。
- 国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センターからデジタル化画像として提供されたアジア歴史資料をインターネット上で公開。
- 終戦70周年を迎えた2015年8月、安倍晋三内閣のもとに設置された「21世紀構想懇談会」がアジア歴史の「充実」の必要性をうたい、報告書においてもアジア歴史の取り組みが高く評価された。また、同懇談会が「戦後の資料についても収集、公開する必要がある」と提言したことが後押しとなり、アジア歴史データベースの対象が戦後期(暫定的に1972年の日中国交正常化まで)に延伸された。

- 外交史料館と防衛研究所戦史研究センターに限れば、明治初期から第2次大戦終結までに作成、取得された公文書の大部分をデジタル画像として提供している。
- 海外のユーザーや研究者も高く評価（開設20周年シンポジウム（2021年11月2日開催）に参加した中国、韓国や台湾の研究者も、アジアの活動は日本と東アジアの歴史に関する相互理解に貢献してきたと評価している）。
- コロナ禍で広報活動・情報発信を工夫、推進し、一般向けオンラインセミナーの開催やインタビュー動画の制作を実施した。

- 利便性が高く、**歴史の専門家だけでなく、広く一般市民にも歴史資料の活用の道**を開いたとして2020年にデジタルアーカイブ学会の実践賞を受賞。

- **横断検索機能**

3機関から提供された膨大な資料群をデジタルデータとして統合し、一括して横断検索やキーワード検索が可能

- **冒頭 300 文字分のテキスト化**

検索情報として利用できるようすべての資料の冒頭 300 文字分をテキスト化、キーワード検索の範囲と精度が格段に充実した

- **検索ツールの多様化**

英語による資料検索を行うことができるよう、資料件名、作成者名等を英訳(類義語を含めて検索するための辞書機能の強化や、「絞り込み検索」機能、「表記の揺れ」に対応したシソーラスを整備)

- **リンク提携方式による情報提供の拡大**

デジタルアーカイブを運営する内外の公文書館や大学等の研究機関が公開する資料も利用可能に(スタンフォード大学フーバー研究所等、国内外9つの機関と提携済み)

- 3機関からの提供資料(データ)の減少
(防衛研究所からの旧陸海軍資料の提供はまもなく終了)
- データベースの拡大(対象資料の戦後への延伸)
(外務省が提供する戦後外交資料は、暫定的に1972年まで)
- 個々の資料のテキスト化の拡大、多言語化
(現状は先頭300文字のテキスト化、検索情報の英訳のみ)
- 新規ユーザーの開拓と普及
(研究者以外のユーザーへの普及、歴史教育、社会教育への貢献)
- 国立公文書館とアジ歴の二つのデジタルアーカイブの関係の整理
(両者の目的と役割は異なり、棲み分けは可能)
- 内外のデジタルアーカイブとの連携・協力のあり方

アジア歴史資料整備事業の推進について

別添

アジア歴史資料整備事業の推進について

〔平成11年11月30日〕
閣議決定

政府は、かねてより、アジア歴史資料センター（以下「センター」という。）の設立について検討を行ってきたところであるが、今般、以下の諸事業全体を「アジア歴史資料整備事業」と位置付け、政府が一体となって本事業を有機的かつ一体的に推進することとし、その一環として、センターを開設することとする。これは、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、国が保管する資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、併せて、これら諸国との相互理解の促進に資することを目的とするものである。

1. アジア歴史資料整備事業の内容

(1) アジア歴史資料のデータベースの構築

歴史記録の中で公文書は中心的な部分を占めており、また、資料の整理・検索に当たっては、高度情報化の流れに対応して、コンピュータによる情報サービスを行い得るようにすることが重要である。

このことにかんがみ、センターは、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館等の国の機関が保管するアジア歴史資料（近現代における我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書その他の記録）を電子情報の形で蓄積するデータベースを構築し、インターネット等を通じて情報提供を行うこととする。

(2) 関連する諸事業

政府としては、(1)のセンターの事業とこれに関連する以下の諸事業を有機的かつ一体的に推進する。

- ア. 歴史記録の重要性に関する広報
- イ. 歴史資料を取り扱う人材の育成
- ウ. 歴史研究、交流史の編纂に対する支援
- エ. 歴史研究者の国際交流に対する支援
- オ. 内外の歴史資料館の間の交流・協力
- カ. アジア歴史資料の現状等に関する調査

2. センターの開設

(1) 1. (1)の事業を実施するため、平成13年度にセンターを国立公文書館に開設することとする。センターは、3. (1)の基本方針に沿って、関係省庁・機関の協力を得て、運営されるものとする。

(2) センターの開設準備は、総理府（平成13年1月からセンターの開設までの間は内閣府）に準備室を設けて行うこととし、関係省庁は必要な協力を行うものとする。

3. 政府における推進体制

(1) 本事業を政府が一体となって推進するために必要な基本方針の策定その他の基本的事項に係る企画・立案及び総合調整については、内閣官房が、総理府（中央省庁の再編後は内閣府）の協力を得て行う。

(2) (1)の内閣官房の企画・立案及び総合調整を円滑に行うため、内閣に、内閣官房副長官（事務）を議長とし関係省庁の職員のうち議長が指名する者から構成されるアジア歴史資料整備事業連絡調整会議を設置する。同会議の庶務は内閣官房において行う。

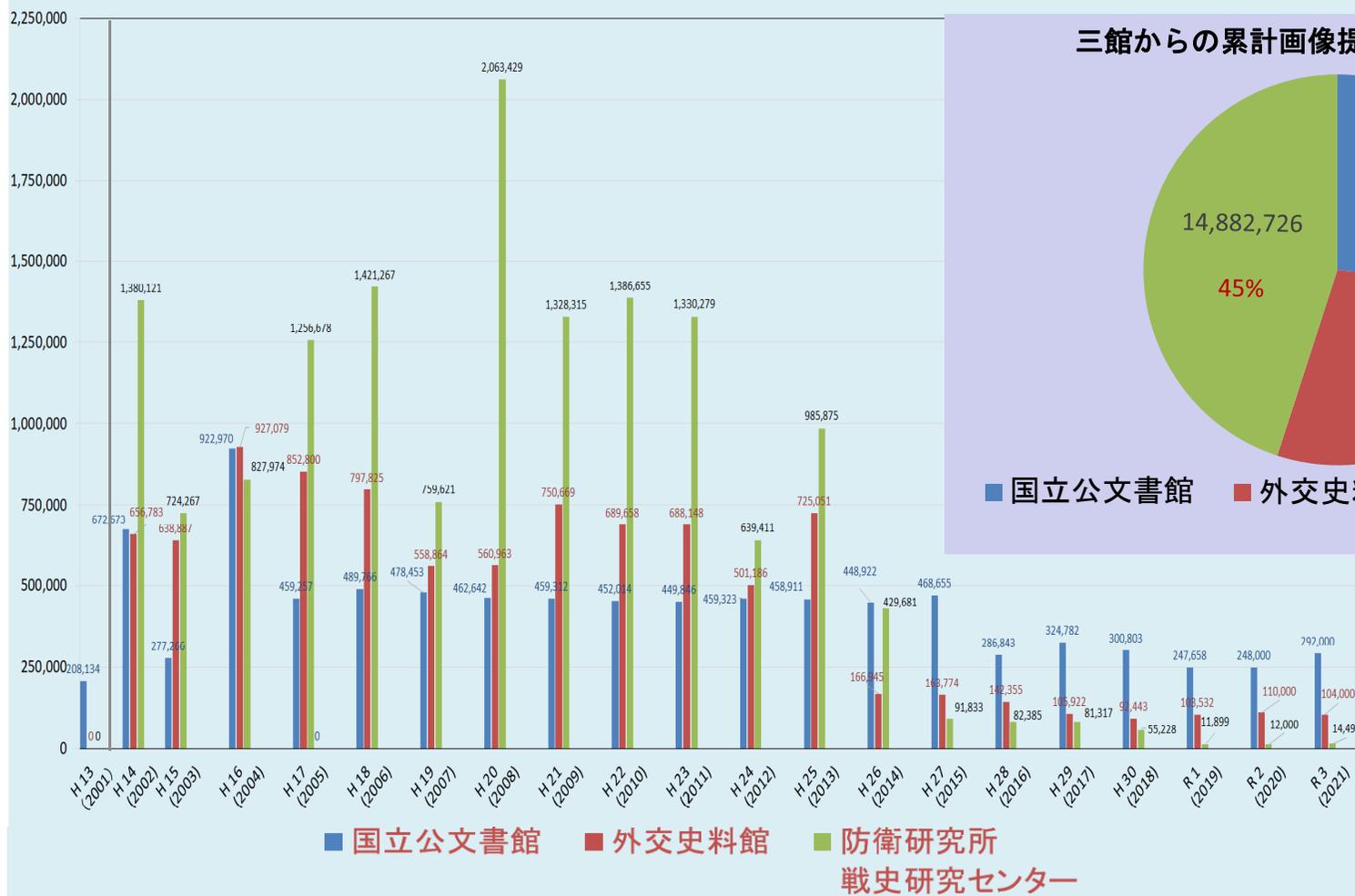
(3) 関係省庁は、(1)の基本方針に基づき、保管するアジア歴史資料を電子情報の形でセンターに提供する等、センターの事業が円滑に行われるよう積極的に協力するとともに、1. (2)の諸事業をセンターの事業との連携にも留意しつつ実施する。

(4) 本事業を推進するために必要な体制及び経費については、関係省庁・機関の緊密な連携・協力の下、政府が一体となって適切に対応することとする。

(別添) 資料提供三館からの提供画像数の変移

別添

資料提供三館からの提供画像数の変移



三館からの累計画像提供数の割合(2001-2021)

